

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第11号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 現用の公文書の管理を行うこと。</u></p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第13条の2 文書館のうち香川県立文書館条例（平成5年香川県条例第35号。以下「条例」という。）第3条の許可を受けなければならない施設は、<u>視聴覚ホール及び会議室（以下「視聴覚ホール等」という。）</u>とする。</p> <p>(視聴覚ホール等の利用の許可)</p> <p>第14条 条例第3条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、<u>視聴覚ホール等利用許可申請書（第7号様式）</u>を館長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(視聴覚ホール等の利用の許可の変更)</p> <p>第15条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第3条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、<u>視聴覚ホール等利用許可変更申請書（第8号様式）</u>を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(視聴覚ホール等の利用の許可の取消し等)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 文書館は、次の業務を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第13条の2 文書館のうち香川県立文書館条例（平成5年香川県条例第35号。以下「条例」という。）第3条の許可を受けなければならない施設は、<u>視聴覚ホール</u>とする。</p> <p>(視聴覚ホールの利用の許可)</p> <p>第14条 条例第3条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、<u>視聴覚ホール利用許可申請書（第7号様式）</u>を館長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(視聴覚ホールの利用の許可の変更)</p> <p>第15条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第3条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、<u>視聴覚ホール利用許可変更申請書（第8号様式）</u>を館長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(視聴覚ホールの利用の許可の取消し等)</p> <p>第17条 略</p>

別表（第16条関係）

1 附属設備及び器具の使用料

略

2 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
視聴覚ホール	1時間当たり	1,700円

別表（第16条関係）

1 附属設備及び器具の使用料

略

2 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
冷房	1時間当たり	1,700円
暖房	1時間当たり	1,700円

第7号様式（第14条関係）

視聴覚ホール等利用許可申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで （時間）			
利用の目的	名 称			
	内 容			
利用する施設	<input type="checkbox"/> 視聴覚ホール <input type="checkbox"/> 会 議 室			
利用予定人員	視聴覚ホール			
	会 議 室			
利用する 附属設備等	区 分	数 量	区 分	数 量
視聴覚ホール 冷暖房の利用	<input type="checkbox"/> 利 用 す る <input type="checkbox"/> 利 用 し な い			
利用責任者	氏 名			
	連 絡 先			

第7号様式（第14条関係）

視聴覚ホール利用許可申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

利用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで （時間）			
利用の目的	名 称			
	内 容			
利用予定人員				
利用する 附属設備等	区 分	数 量	区 分	数 量
利用責任者	氏 名			
	連 絡 先			
※ 使 用 料				

注 ※の欄には、記入しないでください。

第8号様式（第15条関係）

視聴覚ホール等利用許可変更申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

年 月 日付で許可のあつた視聴覚ホール等の利用について、次のとおり変更  
したいので申請します。

変更する施設	□ 視 聴 覚 ホ ー ル    □ 会 議 室		
	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

第8号様式（第15条関係）

視聴覚ホール利用許可変更申請書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

年 月 日付で許可のあつた視聴覚ホールの利用について、次のとおり変更し  
たいので申請します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。